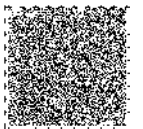


資料4

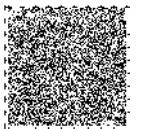
**第11期東京都障害者施策推進協議会
第1回総会資料**



資料 4 - 1

(推進協議会第 1 回総会 資料 3 - 1)

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る実績
(各年度における月間の障害福祉サービス等の見込み及び実績)



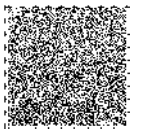
障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る実績

I 障害福祉サービス等の活動指標 (各年度末月(3月)の見込み及び実績)

サービスの種類	事項	単位	R3-5年度計画						R6-8年度計画			
			R4年度			R5年度			R6年度			
			見込み	実績	対見込み率	見込み	実績	対見込み率	見込み	実績	対見込み率	
日中活動系サービス	生活介護	サービス量	人日分	437,871	467,074	106.7%	441,375	441,917	100.1%	442,928	444,167	100.3%
		利用者数	人	23,138	23,018	99.5%	23,563	23,442	99.5%	24,211	23,593	97.4%
	自立訓練(機能訓練)	サービス量	人日分	2,730	2,628	96.3%	2,648	2,317	87.5%	3,096	2,070	66.9%
		利用者数	人	282	256	90.8%	276	242	87.7%	336	228	67.9%
	自立訓練(生活訓練)	サービス量	人日分	17,286	25,945	150.1%	17,733	24,537	138.4%	29,420	25,720	87.4%
		利用者数	人	1,361	1,798	132.1%	1,400	1,864	133.1%	2,298	1,958	85.2%
	就労移行支援	サービス量	人日分	79,959	78,502	98.2%	83,945	76,743	91.4%	80,400	76,856	95.6%
		利用者数	人	5,030	4,494	89.3%	5,309	4,710	88.7%	5,404	4,753	88.0%
	就労定着支援	利用者数	人	3,133	2,318	74.0%	3,659	2,559	69.9%	2,822	2,917	103.4%
	就労継続支援(A型)	サービス量	人日分	34,134	40,078	117.4%	33,386	37,912	113.6%	37,999	38,112	100.3%
		利用者数	人	1,879	2,050	109.1%	1,857	2,066	111.3%	2,225	2,084	93.7%
	就労継続支援(B型)	サービス量	人日分	351,100	402,108	114.5%	352,468	374,203	106.2%	386,029	386,347	100.1%
		利用者数	人	24,014	24,629	102.6%	24,560	25,349	103.2%	25,822	26,267	101.7%
	(計)	サービス量	人日分	923,080	1,016,335	110.1%	931,555	957,629	102.8%	979,872	973,272	99.3%
		利用者数	人	58,837	56,245	95.6%	60,624	57,673	95.1%	60,296	58,883	97.7%
	療養介護	利用者数	人	1,365	1,392	102.0%	1,365	1,399	102.5%	1,431	1,397	97.6%
短期入所(ショートステイ)	サービス量	人日分	45,741	42,007	91.8%	47,455	43,662	92.0%	42,987	46,015	107.0%	
	(内訳) 福祉型		39,896	38,350	96.1%	41,235	39,790	96.5%	38,878	42,247	108.7%	
	(内訳) 医療型		5,845	3,657	62.6%	6,220	3,872	62.3%	4,109	3,768	91.7%	
	利用者数	人	6,512	5,433	83.4%	6,816	6,011	88.2%	7,067	6,301	89.2%	

(注)各年度の末月における利用実績及び見込みである(実績は、区市町村報告及び東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データによる)。ただし、相談支援については、月平均の利用実績及び見込み。

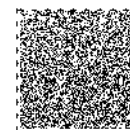
(注)H24年度以降における障害児施設入所者による生活介護、就労継続支援(B型)及び施設入所支援については、含んでいない。また、日中活動系サービスの(計)には、就労定着支援の利用者数は含まない。



サービスの種類	事項	単位	R3-5年度計画						R6-8年度計画			
			R4年度			R5年度			R6年度			
			見込み	実績	対見込み率	見込み	実績	対見込み率	見込み	実績	対見込み率	
訪問系サービス	居宅介護	サービス量		287,434			280,388		300,023	281,941	94.0%	
		利用者数		16,684			17,102		18,120	17,414	96.1%	
	重度訪問介護	サービス量		625,151			662,607		647,902	700,122	108.1%	
		利用者数		1,952			2,022		2,247	2,064	91.9%	
	同行援護	サービス量		88,037			90,351		87,136	134,520	154.4%	
		利用者数		3,470			3,580		4,229	4,229	100.0%	
	行動援護	サービス量		21,134			23,900		25,976	25,877	99.6%	
		利用者数		838			941		1,017	1,028	101.1%	
	重度障害者等包括支援	サービス量		-			-		4,466	-	0.0%	
		利用者数		-			-		10	-	0.0%	
	(計)	サービス量		954,074	1,021,756	107.1%	968,464	1,057,246	109.2%			
		利用者数		22,588	22,944	101.6%	22,913	23,645	103.2%			
居住系サービス	自立生活援助	利用者数	人	372	242	65.1%	432	225	52.1%	367	196	53.4%
	共同生活援助(グループホーム)	利用者数	人	13,674	14,866	108.7%	14,416	15,971	110.8%	16,556	17,168	103.7%
	施設入所支援	利用者数	人	8,890	8,561	96.3%	8,943	8,503	95.1%	8,571	8,437	98.4%
	地域生活支援拠点等	設置個所数	か所	38	29	76.3%	62	33	53.2%	40	38	95.0%
		検証、検討の回数	回	60	24	40.0%	89	88	98.9%	82	93	113.4%
相談支援	計画相談支援	利用者数	人	17,037	16,730	98.2%	18,542	17,716	95.5%	21,538	18,692	86.8%
	地域移行支援	利用者数	人	198	98	49.5%	218	119	54.7%	229	117	51.2%
	地域定着支援	利用者数	人	371	282	76.1%	403	318	79.0%	451	349	77.4%

(注)各年度の末月における利用実績及び見込みである(実績は、区市町村報告及び東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データによる)。ただし、相談支援については、月平均の利用実績及び見込み。

(注)H24年度以降における障害児施設入所者による生活介護、就労継続支援(B型)及び施設入所支援については、含んでいない。また、日中活動系サービスの(計)には、就労定着支援の利用者数は含まない。



2 障害児支援の活動指標 (各年度末月の見込み及び実績)

サービスの種類	事項	単位	R3-5年度計画						R6-8年度計画			
			R4年度			R5年度			R6年度			
			見込み	実績	対見込み率	見込み	実績	対見込み率	見込み	実績	対見込み率	
障害児通所支援	児童発達支援	サービス量	人日分	95,041	117,018	123.1%	101,190	123,664	122.2%	<u>128,956</u>	136,350	105.7%
		利用者数	人	15,859	17,719	111.7%	16,885	19,621	116.2%	<u>20,393</u>	21,131	103.6%
	医療型児童発達支援	サービス量	人日分	1,519	845	55.6%	1,563	768	49.1%	-	120	-
		利用者数	人	210	151	71.9%	216	149	69.0%	-	32	-
	放課後等デイサービス	サービス量	人日分	221,297	247,000	111.6%	234,740	249,344	106.2%	<u>294,652</u>	271,194	92.0%
		利用者数	人	20,528	22,438	109.3%	21,775	24,499	112.5%	<u>27,338</u>	26,723	97.8%
	保育所等訪問支援	サービス量	人日分	474	2,437	514.1%	687	3,112	453.0%	<u>3,013</u>	3,621	120.2%
		利用者数	人	276	1,404	508.7%	400	1,795	448.8%	<u>2,008</u>	2,165	107.8%
居宅訪問型児童発達支援	サービス量	人日分	430	492	114.4%	535	422	78.9%	<u>722</u>	515	71.3%	
	利用者数	人	86	96	111.6%	107	89	83.2%	<u>132</u>	108	81.8%	
入所支援 障害児	福祉型児童入所支援	利用者数	人	430	412	95.8%	430	397	92.3%	412	402	97.6%
	医療型児童入所支援	利用者数	人	204	186	91.2%	204	183	89.7%	186	182	97.8%
障害児相談支援	利用者数	人	3,739	4,239	113.4%	4,030	4,649	115.4%	<u>6,868</u>	4,931	71.8%	
医療的ケア児コーディネーター	配置人数	人	45	106	235.6%	63	139	220.6%	<u>107</u>	200	186.9%	

(注)各年度の末月における利用実績及び見込みである(東京都国民健康保険団体連合会の統計調査データによる。ただし、障害児入所支援の実績は、福祉局において把握している実績であり、障害児相談支援は月平均の利用実績及び見込み。)

(注)医療的ケア児コーディネーター数は、福祉局及び区市町村における配置人数である。



3 発達障害児（者）に対する支援の活動指標

サービスの種類	単位	R3-5年度計画						R6-8年度計画		
		R4年度			R5年度			R6年度		
		見込み	実績	対見込み率	見込み	実績	対見込み率	見込み	実績	対見込み率
発達障害者支援地域協議会の開催	開催回数（回）	3	1	33.3%	3	1	33.3%	2	1	50.0%
発達障害者支援センターによる相談支援	件数（件）	3,453	2,345	67.9%	3,557	3,014	84.7%	2,415	2,882	119.3%
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言	件数（件）	44	31	70.5%	45	37	82.2%	33	13	27.7%
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	件数（件）	129	37	28.7%	146	61	41.8%	47	61	129.8%
ペアレントメンターの人数	人数（人）	295	243	82.4%	308	250	81.2%	258	240	93.0%

(※)以下の実績については、第十期東京都障害者施策推進協議会の資料において記載していた数値が速報値であったため、確定値に修正している。

「発達障害者支援センターによる相談支援」令和5年度実績

「発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言」令和4年度実績

「発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発」令和4年度・令和5年度実績

「ペアレントメンターの人数」令和4年度・令和5年度実績



【参考】障害福祉サービス等事業所数（各年度4月現在）

推進協議会	第1回資料
R8.2.12	資料3-1

サービスの種類		R4年度	R5年度	R6年度
日中活動系サービス	生活介護	585	606	639
	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	154	156	163
	就労移行支援	350	348	347
	就労定着支援	242	255	265
	就労継続支援（A型）	93	92	91
	就労継続支援（B型）	899	910	941
	療養介護	1	1	1
	短期入所 (ショートステイ)	333	340	356
	訪問系サービス	居宅介護	2,651	2,700
重度訪問介護		2,378	2,397	2,293
同行援護		853	814	811
行動援護		231	237	244
重度障害者等包括支援		1	1	1
居住系サービス	自立生活援助	69	76	75
	共同生活援助 (グループホーム)	921	978	1,020
	施設入所支援 ※都外施設を含む	137	138	138
相談支援	計画相談支援	922	954	977
	地域移行支援	216	222	222
	地域定着支援	194	198	195

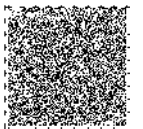
サービスの種類		R4年度	R5年度	R6年度	
障害児通所支援	児童発達支援センター	福祉型	47	47	62
		医療型	5	5	
	児童発達支援事業		555	653	847
	放課後等デイサービス		1,048	1,148	1,338
	居宅訪問型児童発達支援		13	19	17
	保育所等訪問支援		87	101	158
入所支援	福祉型児童入所施設	17	17	16	
	医療型児童入所施設	13	12	12	
相談支援	障害児相談支援	549	609	637	



資料 4 - 2

(推進協議会第 1 回総会 資料 3 - 2)

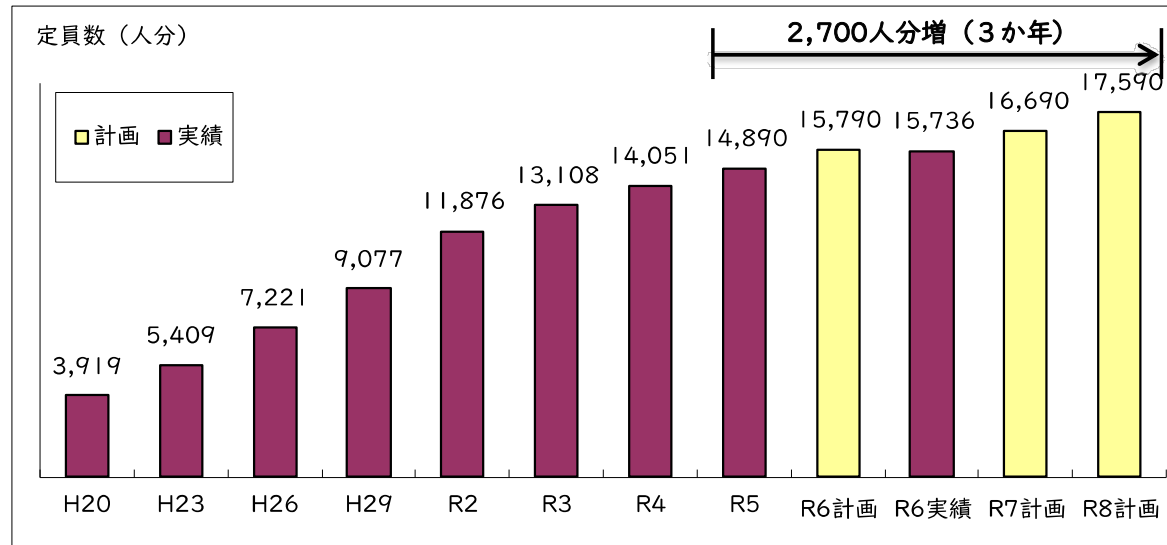
地域生活基盤の整備状況



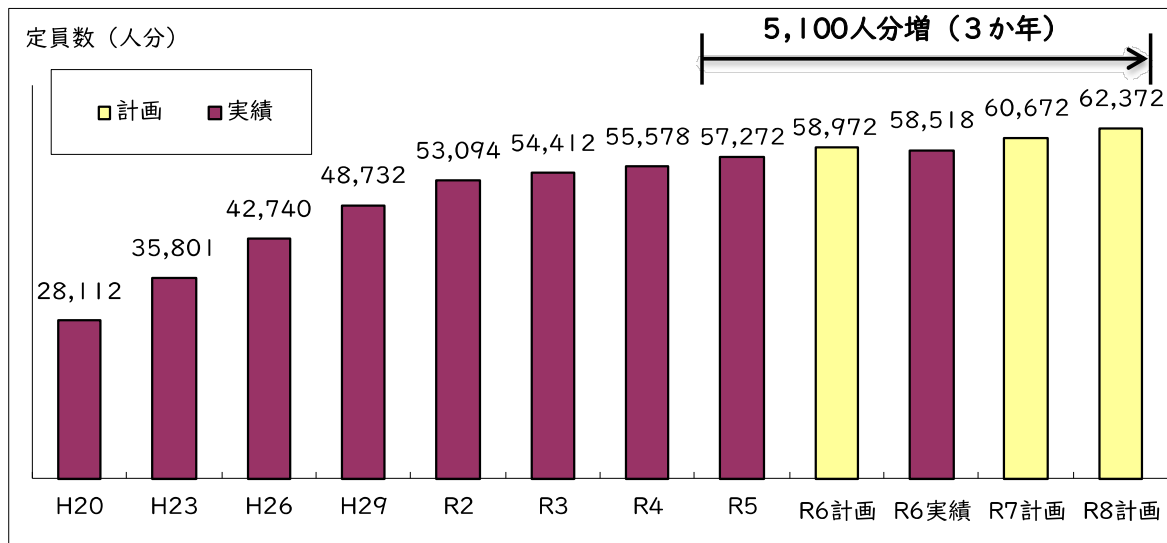
地域生活基盤の整備状況

(障害者・障害児地域生活支援3か年プラン) (計画・実績ともに各年度末時点)

1 地域居住の場の整備(グループホーム)



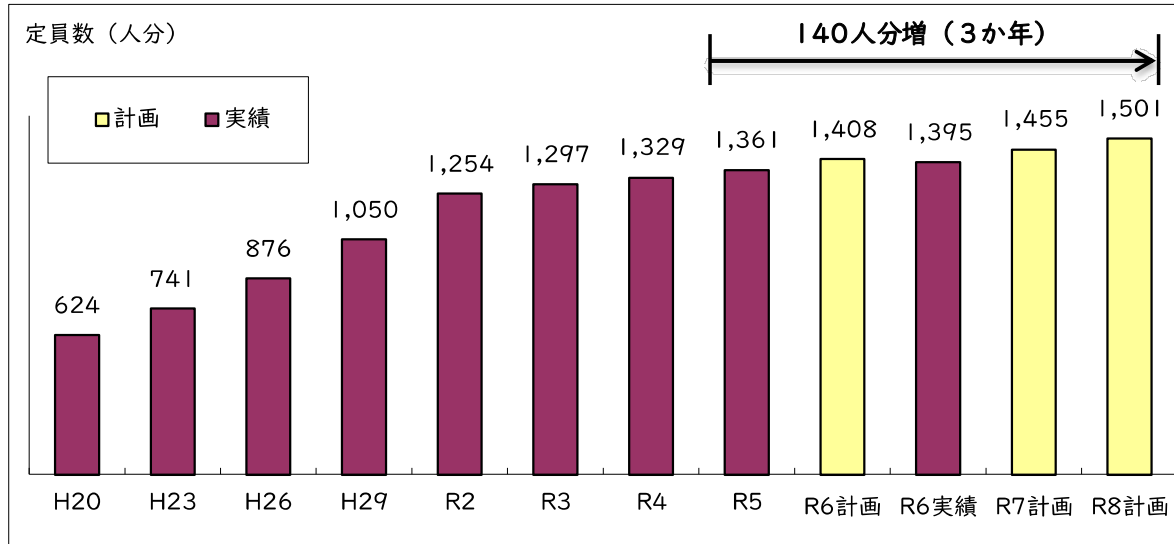
2 日中活動の場の整備 (通所施設等)



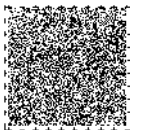
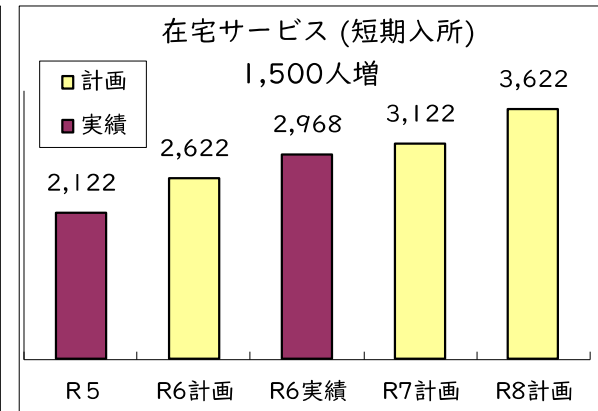
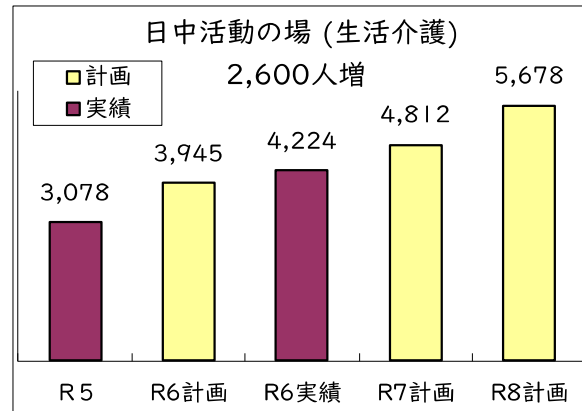
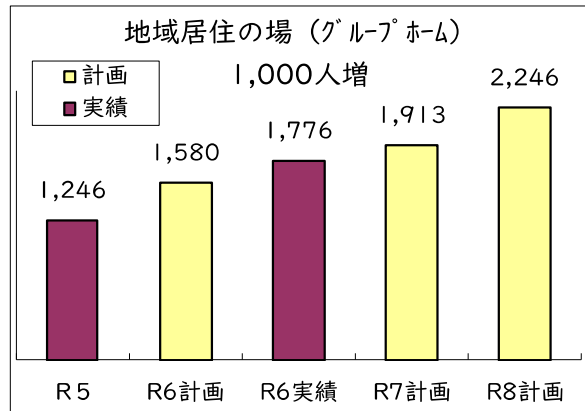
※R5実績について、第十期東京都障害者施策推進協議会の資料では一部の「児童発達支援事業」を含めた定員数を記載したが、R4までの実績は「児童発達支援事業」を含めない定員数のため、「児童発達支援事業」を含めない定員数に修正。



3 在宅サービスの充実（短期入所）



4 重度障害者の利用者数



5 障害児支援体制の整備（成果目標5：障害児支援の提供体制の整備等）

項目	R3-5年度計画		R6-8年度計画	
	R4年度末実績	R5年度末実績	R6年度末実績	R8年度末目標値
児童発達支援センター	36区市町村	37区市町村	42区市町村	各区市町村に1か所以上設置
保育所等訪問支援	44区市町村	47区市町村	47区市町村	全ての区市町村において利用できる体制を構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	36区市町村 (39区市町村)	36区市町村 (40区市町村)	36区市町村 (39区市町村)	各区市町村に1か所以上確保
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	40区市町村 (42区市町村)	41区市町村 (44区市町村)	43区市町村 (46区市町村)	各区市町村に1か所以上確保

※カッコ内は、独自体制等で確保している区市町村を含めた数

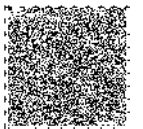
項目	R3-5年度計画		R6-8年度計画	
	R4年度末実績	R5年度末実績	R6年度末実績	R8年度末目標値
医療的ケア児支援センター	設置済	設置済	設置済	設置済
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	40区市町村	42区市町村	43区市町村	都及び各区市町村において設置
医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	28区市町村	32区市町村	42区市町村	都及び各区市町村において配置
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築	協議会設置	協議会設置	協議会設置	都において体制を確保
新生児聴覚検査から療育につながる連携体制の構築に向けた取組	-	-	難聴児相談支援センター設置	都において体制を確保
障害児入所施設に入所している児童の移行調整に係る協議の場	検討会開催	検討会開催	検討会開催	都において体制を確保



資料 4 - 3

(推進協議会第 1 回総会 資料 3 - 3)

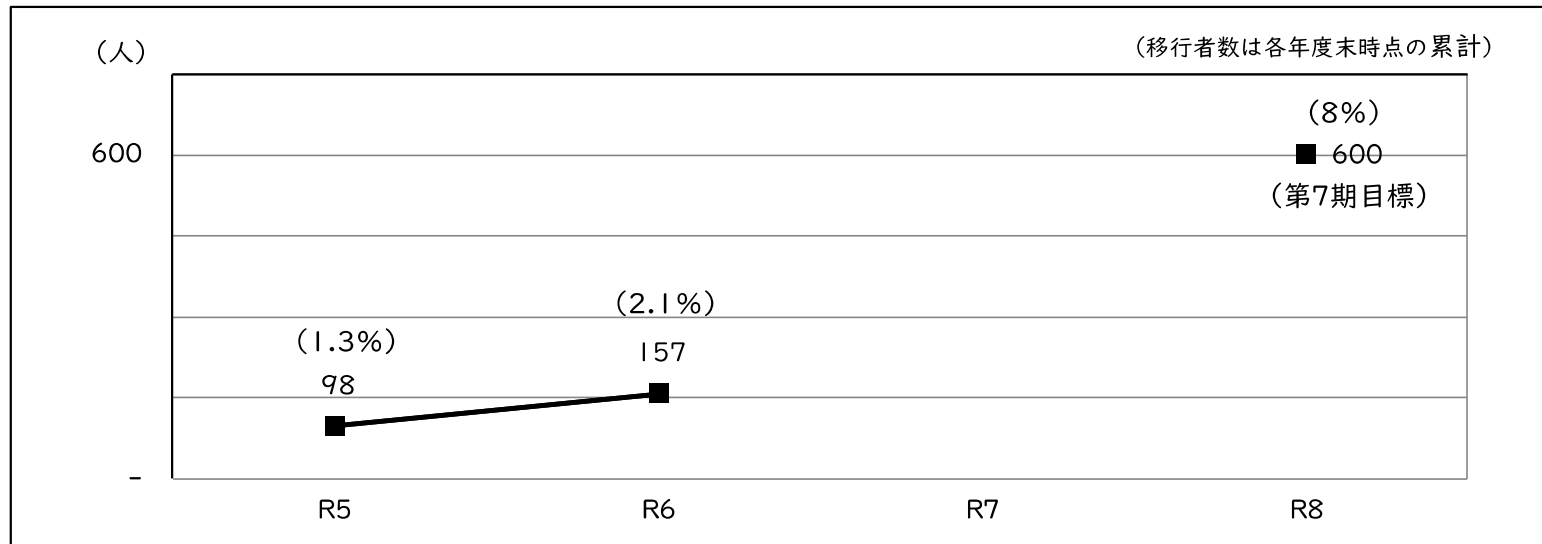
障害福祉計画に係る実施状況 (数値目標関係)



障害福祉計画に係る実施状況（数値目標関係）

I 福祉施設入所者の地域生活への移行等に係る実績 （成果目標 I：福祉施設入所者の地域生活への移行）

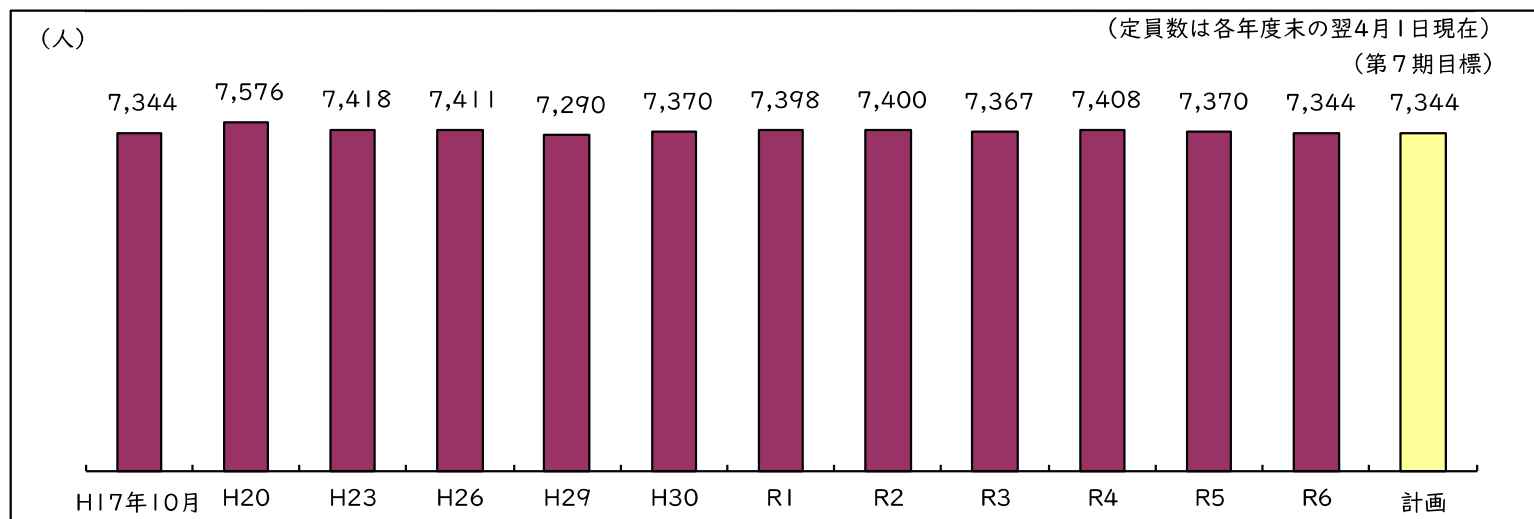
（1）地域生活移行者数（令和4年度末以降累計）【区市町村報告】



※令和4年度末時点の施設入所者のうち、当該年度末までに、施設を退所し、グループホーム・一般住宅等での地域生活へ移行する（した）人数。
 ※第7期計画では、令和4年度末時点の入所者（入所施設定員）数（7,408人）の8%（600人）以上が地域生活へ移行することを目標とした。
 （8%は、障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針で示された6%に、2%（令和5年度末に達成できなかった前期計画の目標の未達成割合）を加えた割合である。）



(2) 入所施設定員数の推移



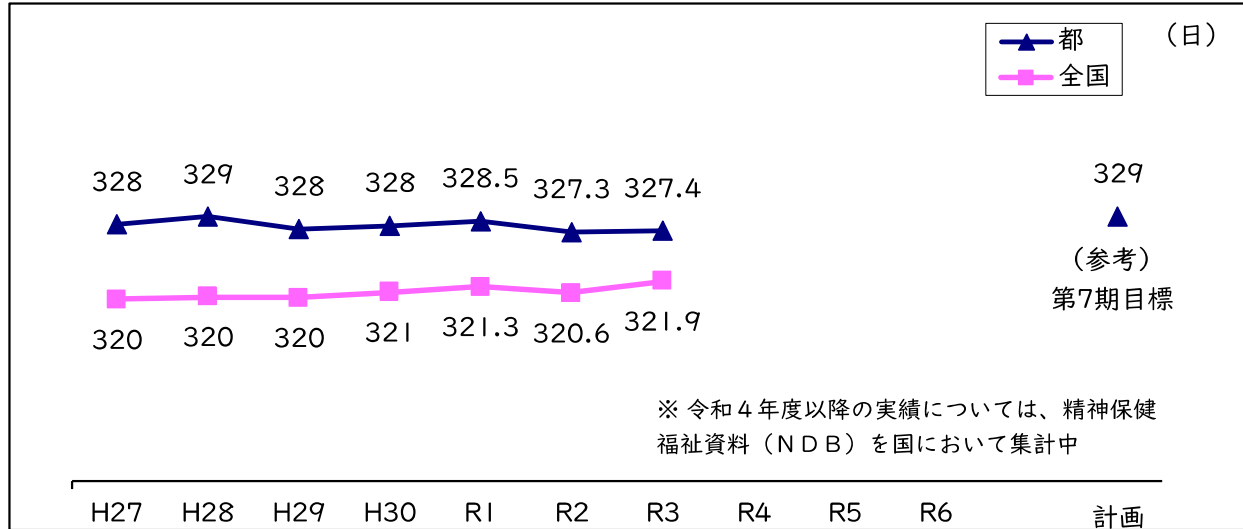
	H17 10月	H20 年度末	H23 年度末	H26 年度末	H29 年度末	H30 年度末	R1 年度末	R2 年度末	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度末	(目標)
定員数	7,344	7,576	7,418	7,411	7,430 (7,290)	7,510 (7,370)	7,538 (7,398)	7,540 (7,400)	7,507 (7,367)	7,548 (7,408)	7,510 (7,370)	7,484 (7,344)	7,344
都内	4,133	4,372	4,268	4,321	4,516 (4,376)	4,596 (4,456)	4,624 (4,484)	4,632 (4,492)	4,602 (4,462)	4,647 (4,507)	4,627 (4,487)	4,615 (4,475)	
都外	3,211	3,204	3,150	3,090	2,914	2,914	2,914	2,908	2,905	2,901	2,883	2,869	

※「都外」の定員数は、東京都の施設整備費・運営費補助及び協定等により都民が独占的に利用している施設及び都立施設を計上している。
 ※ H29年度末以降の()は、障害児入所施設から障害者支援施設への移行による定員増分(140人)を除いた数。第7期計画における定員数の目標及び実績の管理に当たっては、当該数を用いる。
 ※ 第7期計画では、平成17年10月1日現在の定員数(7,344人)を超えないことを目標とした。



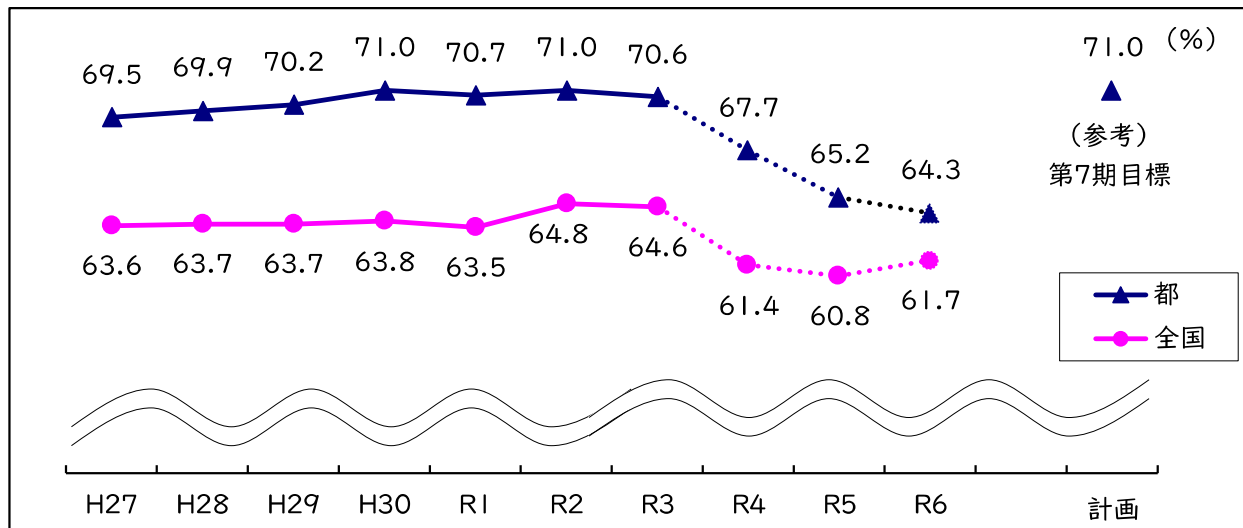
2 精神科病院からの地域生活への移行に係る実績 (成果目標2：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築)

(1) 退院後1年以内の地域における平均生活日数



出典：「精神保健福祉資料：厚生労働省」（NDB
（レセプト情報・特定検診等情報データベース）分析）

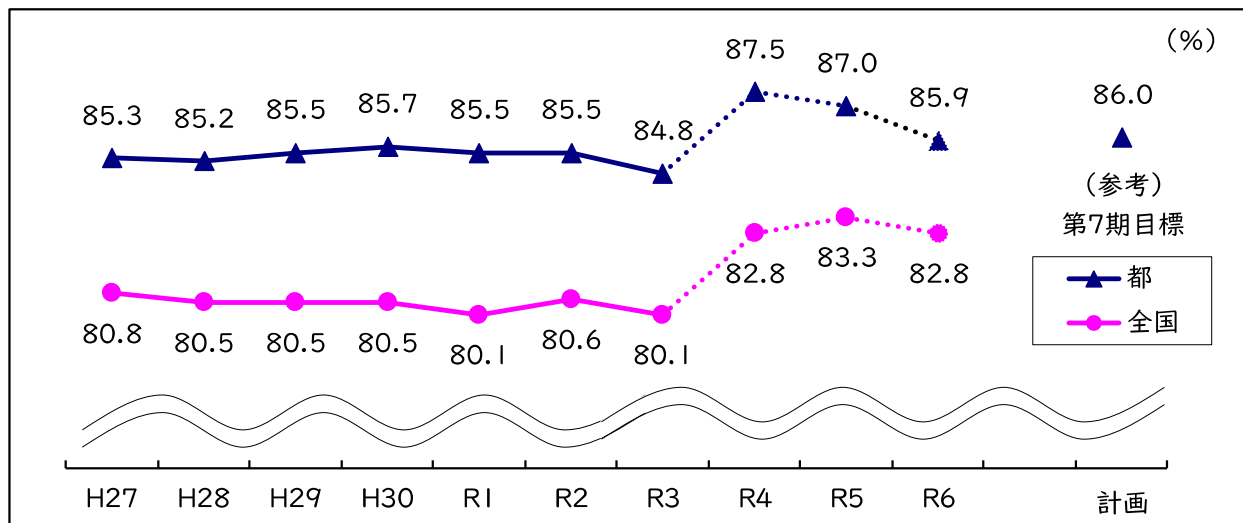
(2) 入院後3か月時点の退院率



出典：「精神保健福祉資料：厚生労働省」（NDB
（レセプト情報・特定検診等情報データベース）分析）
※令和4年度以降の実績は、「精神保健福祉資料：厚生労働省」（630調査）に基づき都で集計した参考値。

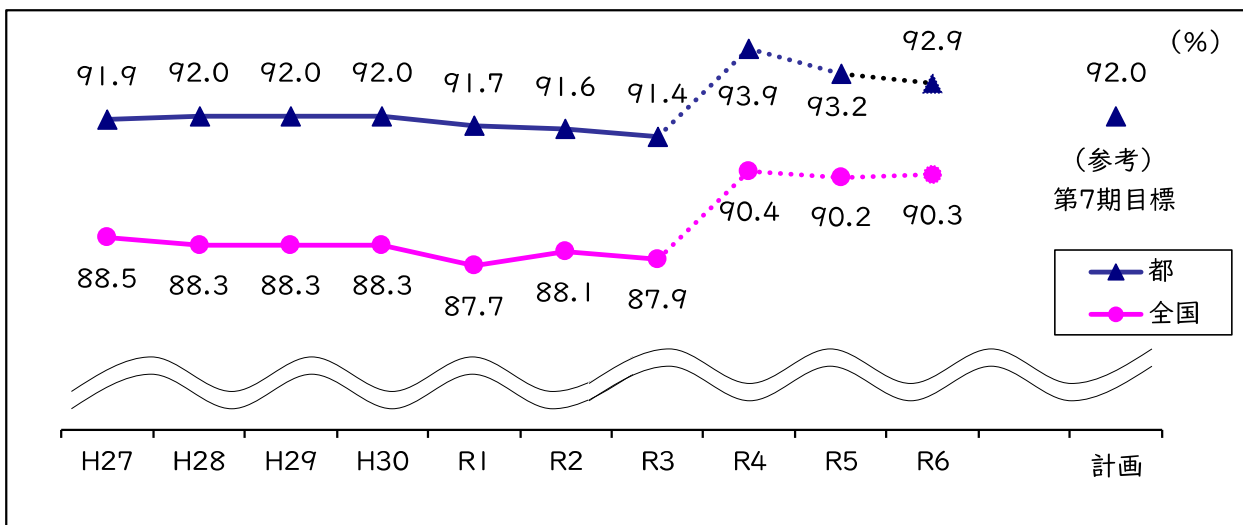


(3) 入院後6か月時点の退院率



出典：「精神保健福祉資料：厚生労働省」（NDB
（レセプト情報・特定検診等情報データベース）分析）
※令和4年度以降の実績は、「精神保健福祉資料：厚生
労働省」（630調査）に基づき都で集計した参考値。

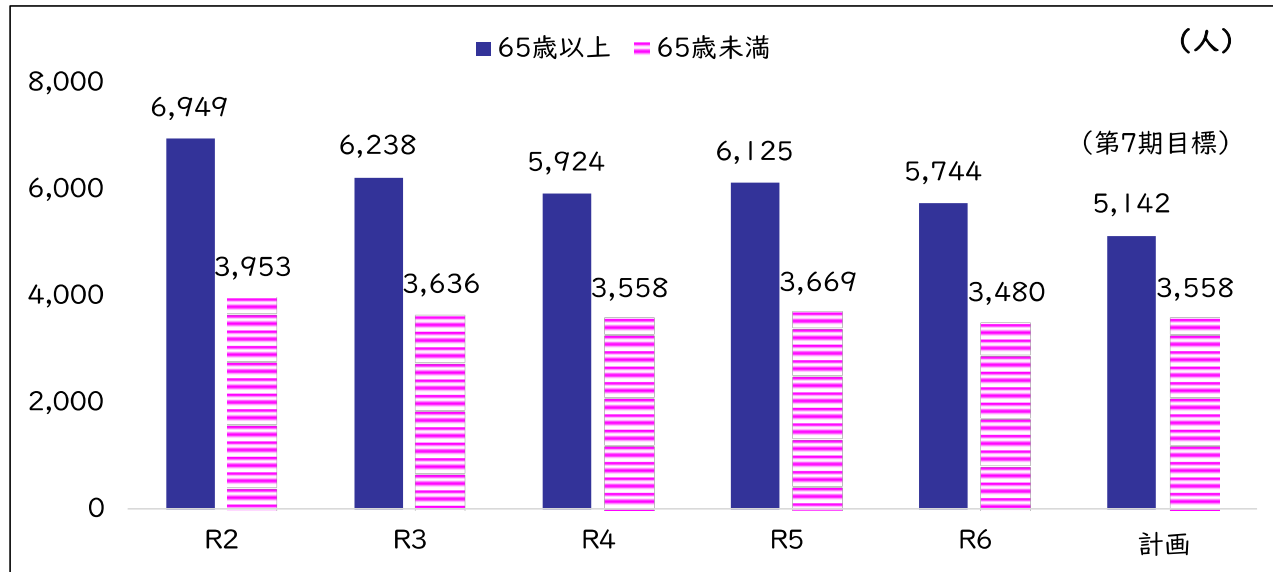
(4) 入院後1年時点の退院率



出典：「精神保健福祉資料：厚生労働省」（NDB
（レセプト情報・特定検診等情報データベース）分析）
※令和4年度以降の実績は、「精神保健福祉資料：厚生
労働省」（630調査）に基づき都で集計した参考値。



(5) 長期在院患者数（65歳以上・65歳未満）



出典：「精神保健福祉資料：厚生労働省」（630調査）

(6) 活動指標

種類	事項 (単位：人)	R3-5年度計画				R6-8年度計画	
		R4年度		R5年度		R6年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
精神障害者の地域移行支援	利用者数	187	156	196	178	178	174
精神障害者の地域定着支援	利用者数	345	316	364	308	326	282
精神障害者の共同生活援助	利用者数	4,487	4,399	4,840	4,878	4,134	5,218
精神障害者の自立生活援助	利用者数	395	290	459	238	331	180
精神障害者の自立訓練（生活訓練）	利用者数					3,522	2,460
精神病床における 退院患者の 退院後の行き先	在宅	2,180	1,778	2,198	1,776	2,160	1,608
	障害福祉 施設※	134	180	142	179	124	165
	計	2,314	1,958	2,340	1,955	2,284	1,773

出典：精神病床における退院患者の退院後の行き先は「精神保健福祉資料：厚生労働省」（630調査）、その他は区市町村報告による。

※「障害福祉施設」にはグループホームを含む。



3 地域生活支援拠点等の整備状況 (成果目標3：地域生活支援拠点等が有する機能の充実)

(1) 地域生活支援拠点等の整備

令和8年度末目標：各区市町村に少なくとも1つ以上確保

整備時期	自治体	
R6年度末 整備済	38	
	区部	20 千代田区、中央区、港区、新宿区、台東区、墨田区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区
	市町村部	18 八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、小平市、東村山市、国分寺市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、武蔵村山市、稲城市、西東京市
R7年度中に 整備予定	6	
	区部	2 江東区、江戸川区
	市町村部	4 青梅市、多摩市、あきる野市、瑞穂町
R8・9年度に 整備予定	7 文京区、日野市、国立市、羽村市、日の出町、三宅村、八丈町	
時期未定	11 昭島市、東久留米市、檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、御蔵島村、青ヶ島村、小笠原村	

(2) 運用状況の検証、検討

(区市町村報告より作成)

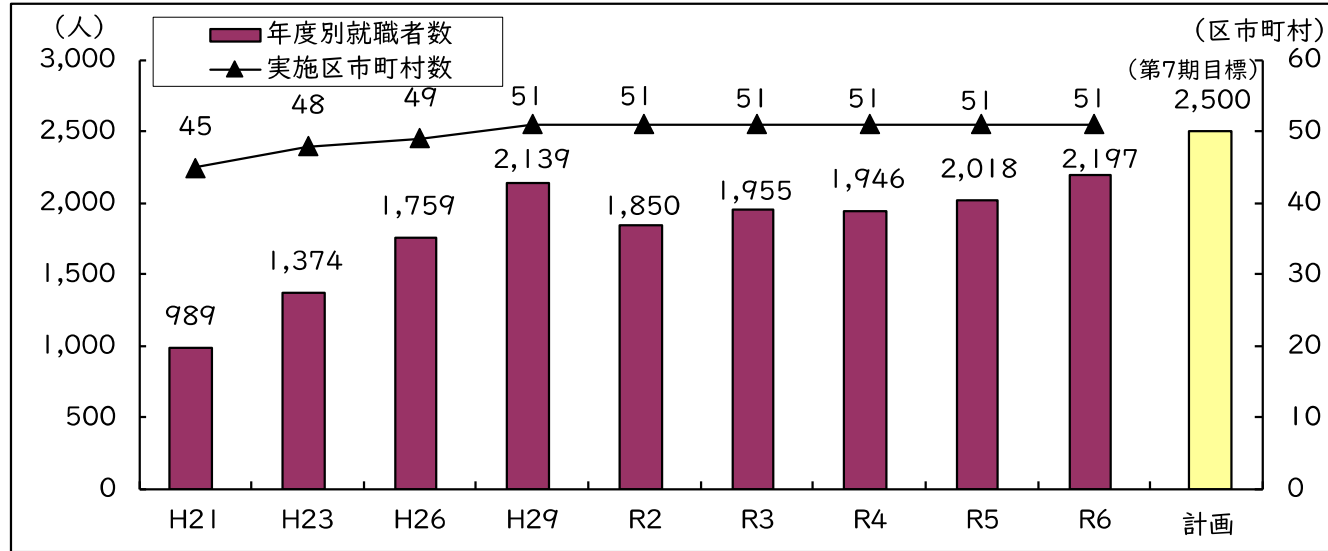
令和8年度末目標：各区市町村において年1回以上運用状況を検証、検討

R6年度末 実績
93



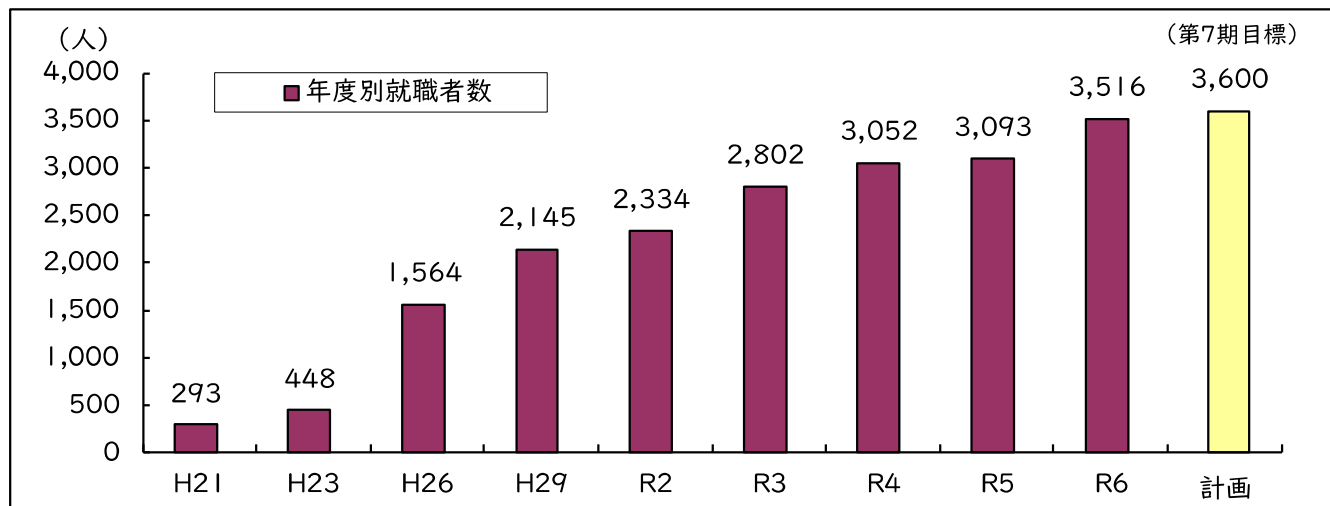
4 一般就労への移行に係る実績 (成果目標4：福祉施設から一般就労への移行等)

(1) 区市町村障害者就労支援事業の利用による一般就労



※実績は、区市町村報告による。

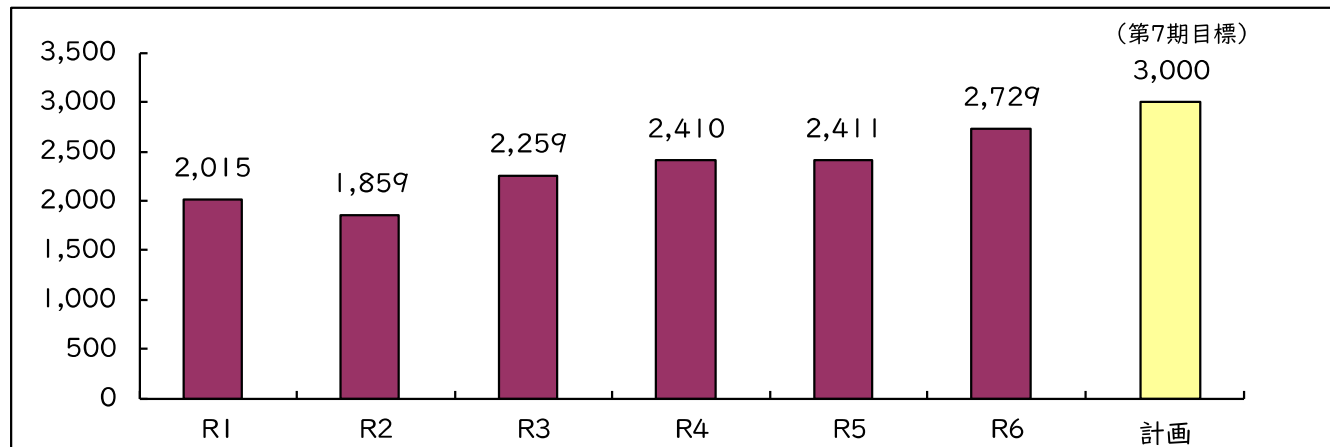
(2) 福祉施設から一般就労への移行



※実績は、就労移行等実態調査による。

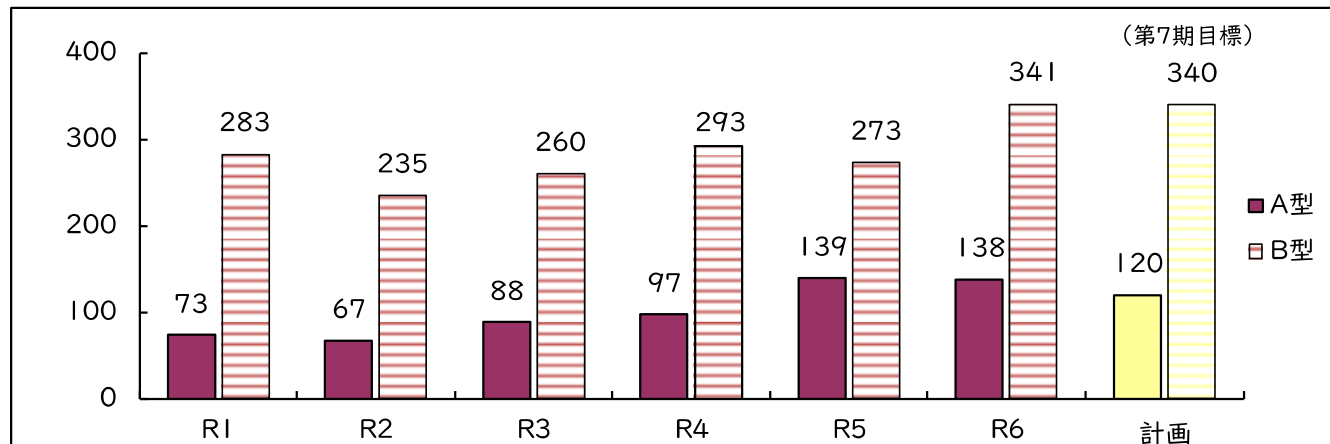


(3) 就労移行支援事業から一般就労への移行者数

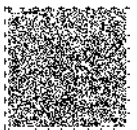


※実績は、就労移行等実態調査による。

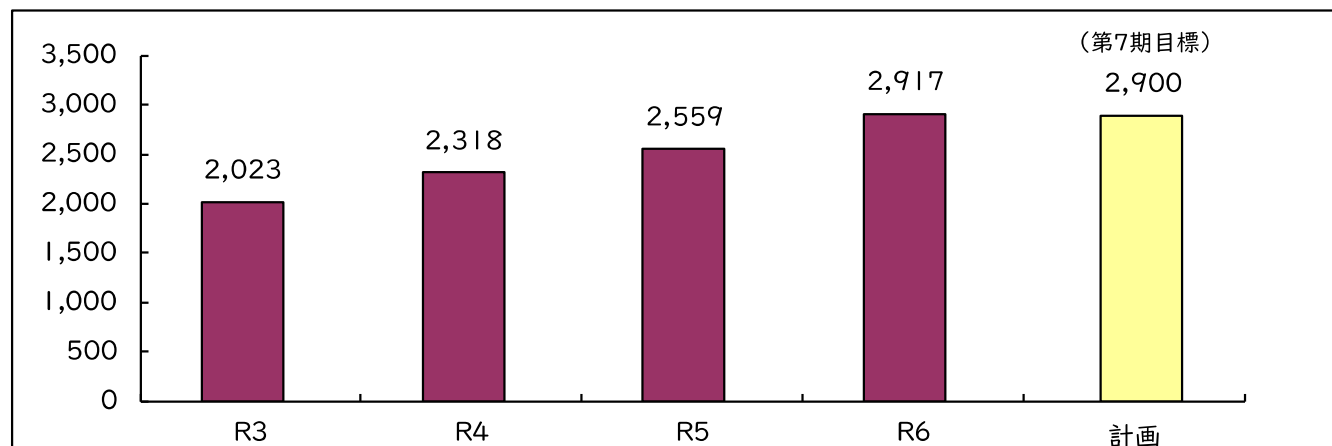
(4) 就労継続支援事業から一般就労への移行者数



※実績は、就労移行等実態調査による。



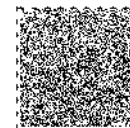
(5) 就労定着支援事業の利用者数



※実績は、就労移行等実態調査による。

(6) その他

成果目標	令和6年度実績	第7期目標
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	73.1%	5割以上
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合	35.7%	2割5分以上
地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設ける取組	2回開催	都において設置



5 労働施策との連携による福祉施設から一般就労への移行 (労働施策との連携による福祉施設から一般就労の移行等に関する活動指標)

項目	R3-5年度計画			R6-8年度計画	
	R3年度 実績	R4年度 実績	R5年度 実績	R6年度 実績	R8年度 見込み
障害者に対する職業訓練の受講者数	293人	317人	320人	281人	375人
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	3,109人	3,560人	3,372人	3,074人	4,100人
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	243人	368人	408人	219人	357人
福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受け就職する者の数	2,945人	2,629人	2,831人	3,110人	3,600人

※実績は各事業実施機関の調べによる。ただし、「福祉施設から公共職業安定所への誘導者数」及び「福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数」は、「就労移行等実態調査」による。



6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

推進協議会	第1回資料
R8.2.12	資料3-3

(1) 成果目標

項目	R3-5年度計画		R6-8年度計画	
	R4年度実績	R5年度実績	R6年度実績	R8年度末目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	有	有	有	指導検査の適正な実施及びその結果を関係区市町村と共有する体制を引き続き構築

(2) 活動指標

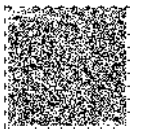
項目	単位	R4年度		R5年度		R6年度	
		見込み	実績	見込み	実績	見込み	実績
指導検査の適正な実施及びその結果を関係区市町村と共有する体制	体制構築の有無	有	有	有	有	有	有
指導検査の結果を関係区市町村と共有する回数	回数(回)	2	3	2	4	2	4
都が実施する研修の修了者数	相談支援従事者研修	初任者	人数(人)			600	543
		現任	人数(人)			630	418
		主任	人数(人)			100	68
	サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修	基礎	人数(人)			2,400	2005
		実践	人数(人)			1,600	1038
		更新	人数(人)			1,400	758
相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数	回数(回)					70	70
	人数(人)					6,730	4,830



資料 4 - 4

(推進協議会第 1 回総会 資料 4)

東京都障害者・障害児施策推進計画(令和 9 年度～令和11年度)の
策定に係るスケジュール(案)



東京都障害者・障害児施策推進計画(令和9年度～令和11年度)の策定に係るスケジュール(案)

推進協議会	第1回資料
R8.2.12	資料4

	令和7年度	令和8年度			
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
国	●基本指針公表				
都		実績調査	区市町村 ヒアリング		パブコメ 計画策定
推進協総会	●第1回 (2/12)		●第2回		●第3回 ●提言
専門部会			← 4～5回開催 →		

【参考】第10期東京都障害者施策推進協議会スケジュール（実績）

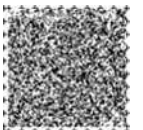
開催日	会議名	審議内容
令和5年 2月14日	第1回総会	・「東京都障害者・障害児施策推進計画」の実施状況
令和5年 6月28日	第2回総会	・審議事項、審議日程 ・「東京都障害者・障害児施策推進計画」の実施状況 ・次期「東京都障害者・障害児施策推進計画」策定に向けた検討
令和5年 7月25日	第1回専門部会	・地域におけるサービス等提供体制
令和5年 8月18日	第2回専門部会	・地域生活移行の取組状況 ・障害児支援
令和5年 9月15日	第3回専門部会	・障害者の就労支援策の取組状況 ・共生社会実現に向けた取組状況
令和5年10月 4日	第4回専門部会	・東京都障害者団体連絡協議会との意見交換
令和5年10月26日	第5回専門部会	・論点整理（これまでの議論のまとめ）
令和5年12月 8日	第6回専門部会	・障害福祉以外の分野 ・提言素案
令和5年12月26日	第7回専門部会(拡大)	・提言案
令和6年 1月25日	第3回総会	・提言案



資料 4 - 5

(推進協議会第 1 回総会 資料 5)

障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し(案)



障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針の見直し(案)

推進協議会	第1回資料
R8.2.12	資料5

令和8年1月19日開催「社会保障審議会障害者部会」「こども家庭審議会障害児支援部会」資料より抜粋

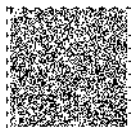


こどもまんなか
こども家庭庁

社会保障審議会障害者部会（第154回）・ こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）	
R8.1.19	資料1-1

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要(案)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
こども家庭庁支援局障害児支援課



「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」改正後 概要

推進協議会第1回資料
R8.2.12 資料5

1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

2. 本指針の構成

第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用の要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

推進協議会第1回資料
R8.2.12 資料5

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点 10.3%以下、退院後180日時点 17.4%以下、退院後365日時点 25.7%以下 **【新規】**
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上 **【新規】**
- ・K6により住民のこころの状態を把握 **【新規】**

③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上 **【新規】**
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核的機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域 **【新規】**
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域 **【新規】**

⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする **【新規】**

⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置 **【新規】**
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置 **【新規】**
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする **【新規】**

5. 活動指標

推進協議会第1回資料
R8.2.12 資料5

① 施設入所者の地域生活への移行等

(都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

(都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**

(都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

③ 地域生活支援の充実

(都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

④ 福祉施設から一般就労への移行等

(都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

⑤ 発達障害者等に対する支援

(都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】**

(都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

(都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

⑧ 相談支援体制の充実・強化等

(都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**
- 市町村
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

(都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 **【新規】**
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

【参考】地域差を是正しサービス供給が計画的かつ効率的とするための方策(イメージ)

推進協議会第1回資料
R8. 2. 12 資料5

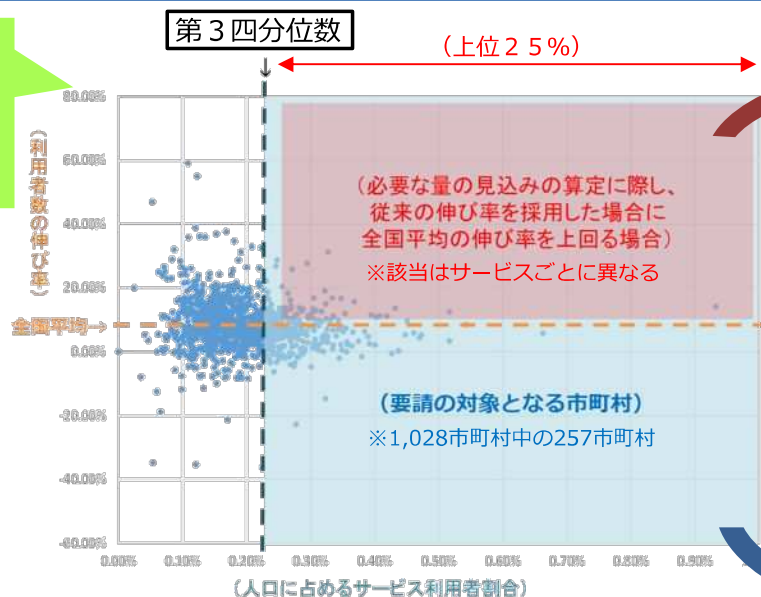
- 既存の仕組みを活用しつつ、地域差を是正し、障害福祉サービス等の供給が計画的かつ効率的に行われるよう、次の要件を満たす市町村(※1)における対象サービス(※2)に関し、国から、右の内容を要請する。

(※1) 対象となる市町村 (特別区を含む。以下同じ。)

要件1: 中山間地域や人口減少地域でないこと。

要件2: 人口に占めるサービス利用者割合(年齢調整しないもの)が、要件1を満たす市町村の上位25%の市町村

【要件1】
全部過疎市町村を除いたグラフ
(⇒1,028市町村)



(※2) 対象サービス

総量規制の対象サービス(入所施設を除く)

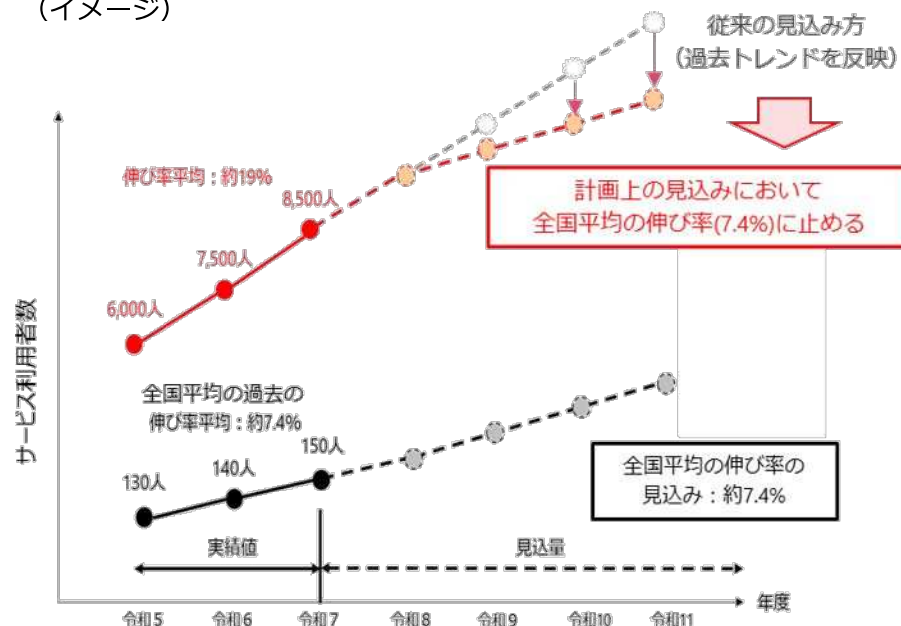
(現行の該当: 生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス)

国から要請する事項

- ① 障害福祉計画及び障害児福祉計画において定める「必要な見込み」の算定に際し、従来の伸び率を採用した場合に全国平均の伸び率を上回る場合、全国平均の伸びりに止めて算定すること

(ただし、地域のニーズを踏まえ、計画において、異なる算定方法やその必要性を示す場合は、この限りではない。)

(イメージ)



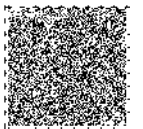
- ② いわゆる総量規制・意見申出制度を活用し、地域の実情に応じた提供体制とすること

(強度行動障害など個別ニーズへの対応の必要性やその見込み量を計画に定める等により、当該個別ニーズを総量規制の例外とするなどの運用が可能)

資料4 - 6

(推進協議会第1回総会 資料6)

障害福祉サービス等報酬の見直しに関する緊急提案について



障害福祉サービス等報酬の見直しに関する緊急提案について

(報道発表資料：令和7年12月23日)

推進協議会	第1回資料
R8.2.12	資料6

7福祉障地第957号
令和7年12月23日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 } 殿
こども家庭庁支援局長 }

東京都福祉局長
高崎 秀之

令和8年度臨時応急的な障害福祉サービス等報酬の見直しについて

現在、令和6年度から令和8年度までの東京都障害者・障害児施策推進計画の計画期間中であり、都は、障害者・障害児が希望する地域で安心して暮らせるよう、グループホーム等の地域生活基盤の整備目標を設定し、整備促進に取り組んでいるところである。

このたび、令和7年12月16日に開催された国の「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」において、一部サービスにおける新規事業所の基本報酬引下げや、就労継続支援B型事業所の基本報酬区分の見直しなど、令和8年度に臨時応急的な見直しを実施する案が示されたが、事業所の運営の根幹である基本報酬については、本来、令和9年度報酬改定時に見直しが行われるべきものである。

とりわけ、一部サービスにおける新規事業所の基本報酬引下げについては、事実上の参入規制であり、地域におけるサービスの充足状況に差がある中、全国一律に行う必要がない。また、報酬の引下げが実施された場合、サービスの質の低下が懸念される。

さらに、計画期間中の方針変更は、現在の整備計画に支障を生じさせ、利用者に必要なサービスを提供できなくなるおそれがある。

以上のことから、計画に基づいた安定的なサービスの確保を図るため、下記のとおり緊急提案を行う。

記

令和8年度の臨時応急的な報酬の見直しに当たっては、障害者・障害児が必要なサービスを安心して受けられるよう、地域におけるサービスの充足状況や利用者ニーズも勘案し、新規事業所への全国一律の報酬引下げを行わないこと。

資料掲載URL：<https://www.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2025/12/2025122316>



資料4 - 7

(推進協議会第1回総会 資料7)

「東京都手話言語条例」の施行状況について



「東京都手話言語条例」の施行状況について

「東京都手話言語条例」は、令和7年9月1日で施行後3年を経過したため、条例の施行状況を把握するとともに、関係者から意見を聴取

I 条例の施行状況（主な取組）【令和4～7年度】

■全体（都の責務（3条））

- ・ イベントや説明会等で手話通訳を配置、動画配信での手話通訳や字幕の表示など、手話を使用しやすい環境整備及び手話を用いた情報発信を実施
- ・ 都庁等で遠隔手話通訳サービスを実施

<基本的施策>

■学習機会の確保等（6条）

- ・ 都民・職員向けの各種講習を実施
- ・ 職員に対し手話関係の通信講座受講費用等を支援

■相談支援体制の整備及び拡充（7条）

- ・ 各センター及び聴覚障害特別支援学校において相談事業を実施

■手話通訳者の人材確保、養成等（8条）

- ・ 手話通訳者等を養成

■事業者への支援（9条）

- ・ 聴覚障害者の就職・職場定着に事例紹介や普及啓発を実施

■学校における支援（10条）

- ・ 教員向け研修、保護者への手話の学習機会の提供等を実施

■医療等サービスにおける環境整備（11条）

- ・ 「東京都障害者差別解消法ハンドブック」を改訂、医療等関係機関へ合理的配慮について周知
- ・ 聴覚障害がある感染症（疑い）患者への疫学調査等の実施体制を整備

■手話の普及啓発（12条）

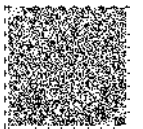
- ・ ブックレット、映像教材の作成やイベントの実施等により、手話の普及・理解促進のための啓発活動を展開

■手話に関する調査研究等（13条）

- ・ コミュニケーション手段や手話通訳の利用状況等について調査

■災害時における措置（14条）

- ・ 手話や文字による災害時等の情報発信
- ・ 火災現場への手話通訳派遣



2 令和8年度の取組（案）

これまでの取組を引き続き着実に実施するとともに、普及啓発や手話を学習する機会の提供等の取組を拡充

手話に対する理解の促進、手話の普及、手話を使用しやすい環境の整備を一層推進

《主な取組（新規・拡充）》

環境
整備

▶手話を使用しやすい環境整備を一層推進

【拡充】遠隔手話通訳のサービス提供機関を拡充（都立病院を対象に追加）《福祉局》

学
習

▶手話を学習する機会を充実

【拡充】手話通訳者養成講習会のクラスを増設《福祉局》

【拡充】都立大学の学生・教職員等を対象とした手話講習のクラスを増設《総務局（都立大学）》

養
成

▶手話通訳者養成取組を強化

【拡充】手話通訳者養成講習会のクラスを増設（再掲）《福祉局》

学
校

▶学校における支援を充実

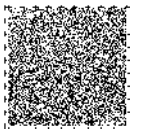
【新規】都立聴覚障害特別支援学校において、児童生徒等向け外部有識者の講演・特別授業等を実施《教育庁》

普
及
啓
発

▶手話の普及啓発取組を強化

【新規】手話及び聴覚障害に関する普及啓発のための「手話の日」（9月23日）イベントを開催
《福祉局》

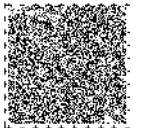
【拡充】大学生向け普及啓発イベントのプログラムを追加等《福祉局》



資料 4 - 8

(推進協議会第 1 回総会 資料 8)

「東京都障害者情報コミュニケーション条例」の施行状況について



「東京都障害者情報コミュニケーション条例」の施行状況について

推進協議会	第1回資料
R8.2.12	資料8

「東京都障害者情報コミュニケーション条例」では、施策の実施状況について、これを毎年公表するとともに、障害者、障害児の保護者その他の関係者から意見を聴く機会を設けることとしているため、関係者から意見を聴取

I 条例の施行状況（主な取組）【令和7年度】

※「東京都手話言語条例」に係る取組と重複するものは除く

<基本的施策>

■障害者による情報取得等に資する機器等（10条）

- ・デジタル技術の利用・活用、製品開発等を支援
- ・路線バスにおけるAI翻訳透明ディスプレイ導入実証を実施
- ・鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーション技術の導入を支援
- ・視覚・聴覚障害者向けのスマートフォン教室を実施
- ・アプリを活用した障害者の活動をサポートする仕組み構築のための実証

■関心と理解を深める機会の確保等（11条）

- ・リーフレットやデジタルブックの作成等による情報コミュニケーションの普及・理解促進のための啓発活動を展開
- ・情報コミュニケーションに係る全庁職員向け研修等を実施

■障害者からの相談及び障害者に提供する情報（12条）

- ・各センターや学校において相談事業やコミュニケーション訓練を実施
- ・各種印刷物や窓口での情報保障や、アクセシビリティに配慮したホームページの作成等多様な意思疎通手段に配慮した情報提供等を実施
- ・職員採用試験（選考）における情報保障を実施

■意思疎通支援者等の人材確保、養成等（13条）

- ・盲ろう者向け通訳・介助者等の意思疎通支援者を養成

■事業者への支援（14条）

- ・デジタル技術の利用・活用、製品開発等を支援（再掲）
- ・デジタルブックにより事業者における配慮の事例などを紹介
- ・鉄道駅におけるユニバーサルコミュニケーション技術の導入を支援（再掲）

■学校における支援（15条）

- ・視覚障害のある乳幼児に対する教育相談や就学支援を実施
- ・特別支援教育やコミュニケーション手段等に関する教員向け研修を実施

■調査研究等（16条）

- ・大学等と連携し、調査研究を推進

■災害時等における措置（17条）

- ・避難所における情報保障機器の整備等を行う区市町村を支援



令和7年度の取組を引き続き着実に実施するとともに、区市町村との連携やデジタル利用の支援に係る取組等を拡充
 多様な情報提供手段を通じて、円滑に情報を取得・利用し、意思疎通が図れるよう、環境整備を一層推進

《主な取組（新規・拡充）》

連携

▶区市町村との連携を強化

【新規】障害者情報コミュニケーション条例の趣旨を踏まえた取組を支援し、身近な地域である区市町村における情報保障推進の取組を促進（区市町村包括補助事業）《福祉局》

デジタル

▶デジタル利用・活用の支援を充実、事業者支援の取組を強化

【拡充】障害者IT地域支援センターの機能を強化（事業者相談窓口を設置、障害者の自宅等へのアウトリーチ支援を実施）《福祉局》

【拡充】視覚・聴覚障害者向けのスマートフォン相談会を実施《デジタルサービス局》

【拡充】路線バスにおけるAI翻訳透明ディスプレイ導入実証を拡充（AI車掌(アバター)との実証を実施）《都市整備局》

普及啓発

▶情報コミュニケーションの普及啓発を充実

【新規】特設サイトの開設等により情報面におけるバリアフリーの普及啓発を推進《福祉局》

【新規】SNS等を活用し情報コミュニケーションの普及啓発を推進《福祉局》

相談

▶相談支援体制の整備及び情報保障の取組を強化

【拡充】障害者IT地域支援センターの機能を強化（再掲）《福祉局》

【拡充】都におけるホームページ作成に係る庁内規程を改訂《デジタルサービス局》

人材確保

▶意思疎通支援者の確保を一層効果的に行うため取組を充実

【拡充】盲ろう者の通訳及び外出時の付添いをする通訳・介助者の処遇を改善《福祉局》

